

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	八雲町
所属名	保健福祉課
担当者名	小池克明

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策
八雲町	①自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防の取組は、行政主体の介護予防教室が中心であったが、第7期において、町民の自主的な活動の育成を目指し、八雲地域では「いきいき百歳体操」を活用した地区支援を行い10か所の実施か所が出来た。熊石地域では住民主体となって各地区の会館や空き店舗、自宅を会場に茶話会や運動の実践、レクゲームなど多様な集いの場「地域サロン」が8か所できて活動している。第7期においてある程度の成果は出ているもののコロナ禍もあり、実施か所の休止や新たな実施などが困難となっている。	住民主体の通いの場の充実や新設に向けた取組	・住民主体の通いの場の実施地区 (R3) (R4) (R5) 22地区 24地区 26地区	・住民主体の通いの場の実施地区 (R3実績:八雲地域10地区、熊石地域8地区) (R4実績:八雲地域14地区、熊石地域11か所) (R5実績:八雲地域14か所、熊石地域11か所)	◎	コロナも落ち着いたことで継続して活動している。新規の通いの場も出来、今後も継続して支援を行っていく。
八雲町	①自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防の取組は、行政主体の介護予防教室が中心であったが、第7期において、町民の自主的な活動の育成を目指し、八雲地域では「いきいき百歳体操」を活用した地区支援を行い10か所の実施か所が出来た。熊石地域では住民主体となって各地区の会館や空き店舗、自宅を会場に茶話会や運動の実践、レクゲームなど多様な集いの場「地域サロン」が8か所できて活動している。第7期においてある程度の成果は出ているもののコロナ禍もあり、実施か所の休止や新たな実施などが困難となっている。	地域における介護予防の取組の強化	・短期集中予防サービスの実施回数 (R3) (R4) (R5) 15回 15回 15回 ・地域リハビリテーション専門職の介入回数 (R3) (R4) (R5) 25回 30回 35回	・短期集中予防サービスの実施回数 (R3実績:八雲地域2回、熊石地域12回) (R4実績:八雲地域1回、熊石地域19回) (R5実績:八雲地域4回、熊石地域21回) ・リハビリテーション専門職の介入回数 (R3実績:八雲地域8回、熊石地域37回) (R4実績:八雲地域3回、熊石地域22回) (R5実績:八雲地域9回、熊石地域24回)	◎	熊石地域では、住民主体の通いの場において、リハビリ専門職が、フレイル予防講話や体力評価を行い、フレイル把握や介護予防の知識の普及を行った。またケアマネジャーへの同行訪問を通じ、ケアプランについて、リハビリ専門職の助言をいただき自立支援や介護予防の強化を図った。八雲地域では、通いの場へのリハビリ専門職の介入や短期集中予防サービスの実施も例年よりも増え、自立支援に向けた介護予防の強化を図ることが出来た。
八雲町	①自立支援・介護予防・重度化防止	地域ケア会議は地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールとされており、八雲地域、熊石地域それぞれの圏域で、地域ケア会議の5つの機能のうち、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」機能を目的とした会議を開催している。しかし「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」機能を目的とした会議は開催出来ていない。	地域ケア会議の推進	・地域ケア会議の開催回数 (R3) (R4) (R5) 24回 24回 24回 ・個別事例検討件数 (R3) (R4) (R5) 18件 18件 18件	・地域ケア会議の開催回数 (R3実績:八雲地域8回、熊石地域7回) (R4実績:八雲地域8回、熊石地域10回) (R5実績:八雲地域11回、熊石地域12回) ・個別事例検討件数 (R3実績:八雲地域4件、熊石地域11件) (R4実績:八雲地域3件、熊石地域15件) (R5実績:八雲地域6件、熊石地域17件)	◎	熊石地域は予定どおり毎月実施し、フレイルの事例や要支援、要介護の事例検討を行い、自立支援や重症化防止を図ることが出来た。八雲地域では、概ね予定どおり実施出来たが、事例検討において、自立支援に向けた検討や地域課題の抽出が十分ではなかった。
八雲町	①自立支援・介護予防・重度化防止	高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえて、高齢者一人ひとりに対して、きめ細かな支援を行うため、個別的支援及び通い場等への積極的関与を行う必要がある。	・通いの場1ヶ所につき年に2回を目安に健康教育・健康相談を実施し、フレイル予防の普及啓発を行う。 ・通いの場や健診の場などにおいて、後期高齢者の質問票を実施し、状況把握を行う。 ・健康状態不明者の対象者を早期に抽出し、対象者を訪問することで、必要なサービスや事業、医療に結び付ける。	健康状態が不明の方への訪問実施率 令和3年度 60% 令和4年度 70% 令和5年度 80% 通いの場における健康相談実施箇所数 令和3年度 8箇所 令和4年度 10箇所 令和5年度 12箇所	健康状態が不明の方への訪問実施率 令和3年度 63%(対象者72人中実施者45人) 令和4年度 86%(対象者14人中実施者12人) 令和5年度 76%(対象者46人中実施者35人) 通いの場における健康相談実施箇所数 令和3年度 6箇所 令和4年度 10箇所 令和5年度 8箇所	△	・健康状態が不明な方へは今後も訪問し、健康状態の確認や必要時サービスや医療等に繋ぐ等の支援を行う(対象者の死亡・転出等もあるため、80%の実施を目指す) ・通いの場での健康相談については、参加者の重複を避けたこともあり8箇所の実施となった。次期計画では、フレイル予防に限らずこころの健康も含めた健康教室・相談を計画する(10箇所の実施を目指す)
八雲町	②給付適正化	介護給付適正化は介護保険の信頼性を高めるとともに介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度を構築することを目的としている。介護給付や予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう促すことが必要である。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検・医療情報との突合	①訪問調査に関する認定調査状況の内容点検を全件実施 ②町内の全居宅介護支援事業所が作成したケアプランの点検(計画期間中に全事業所を実施) ③住宅改修施行後の現地確認及び利用状況等を確認。福祉用具購入・貸与者への訪問による利用状況の確認 ④国民健康健康保険団体連合会への業務委託による全件実施	①R3・R4・R5 全件実施 ②R3・R4・R5 2事業所のケアプランを点検 ③R3 住宅改修の利用状況を全件確認済み。福祉用具購入・貸与者への訪問は実施できず R4・R5 住宅改修の利用状況を全件確認済み。福祉用具購入者への訪問を実施 ④R3・R4・R5 点検・突合とも全件実施	○	福祉用具購入・貸与者への訪問確認に関するルールを設定し、令和4年度以降購入者に対しての訪問を行い、使用状況を確認を実施した。その他の事業についても、計画通り実施できており、今後も継続して適正化を進めていく。